

## 令和 6 年度における個人情報保護法の施行の状況について (地方独立行政法人)

### I 調査の目的

この調査は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第165条の定めに従い、法の施行状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ的確な運用に資することを目的として行ったものである。

### II 調査の対象

#### 1 対象団体

法第 2 条第10項に規定する地方独立行政法人（165法人）

#### 2 対象期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの状況について、令和 7 年 3 月 31 日現在で調査。

#### 3 その他

試験研究等を主たる目的とする法人又は大学等の設置・管理若しくは病院事業の経営を目的とする法人については、個人情報等の取扱い等に関して、民間部門の規律が適用される。

民間部門の規律が適用される地方独立行政法人と公的部門の規律が適用される地方独立行政法人では、調査項目が一部異なる。そのため、「Ⅲ 調査の結果」において、前者を【民間規律が適用される法人】、後者を【公的規律が適用される法人】として、調査項目が異なる場合、それぞれの件数を記載し、調査項目が同じ場合、【民間規律が適用される法人】と【公的規律が適用される法人】の合計件数等を記載している。なお、前者に該当するのは161法人、後者に該当するのは4法人。

### Ⅲ 調査の結果

#### 1 個人情報ファイルの状況

##### (1) 個人情報ファイルの状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、法第75条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している地方独立行政法人では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

表1—1 個人情報ファイル数（注）  
（単位：ファイル、％）

総数	要配慮個人情報を含む
3,346 (100.0)	1,980 (59.2)

（注）個人情報ファイル簿が未作成の場合は個人情報ファイル簿に掲載されるべき個人情報ファイルの数を含む。

表1—2 特定個人情報ファイル（注）数  
（単位：ファイル、％）

総数	要配慮個人情報を含む
53 (100.0)	28 (52.8)

（注）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を含む個人情報ファイル。

##### (2) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託の状況

表2 個人情報ファイルの業務委託の状況  
（単位：ファイル、％）

個人情報ファイル 総数(再掲)	業務委託を実施している	
	うち 再委託(注)を実施	うち 委託先等が外国
3,346 (100.0)	740 (22.1)	94 (2.8)
		2 (0.06)

（注）再々委託以降も含む。

##### (3) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供等の状況

###### 【民間規律が適用される法人】

法第18条では、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことは、個別の法令に基づく場合や、人の生命等の保護のために必要な場合で本人の同意を得ることが困難であるとき等に限り、認められている。

また、法第27条では、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することは、個別の法令に基づく場合や、人の生命等の保護のために必要な場合で本人の同意を得ることが困難であるとき等に限り、認められている。

なお、法第27条第5項第3号に基づき共同利用されたことのある個人情報ファイルの数は、9ファイルであった。

表 3—1 個人情報ファイルの目的外利用の状況

(単位：ファイル)

法定の要件を満たす場合(注)				
	個別の法令に基づく場合	相当理由(人の生命等の保護)	相当理由(公衆衛生等)	特別理由(国の機関等への協力)
28	24	23	17	0

(注)「法定の要件を満たす場合」とは、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、である(法第18条第3項第1号～第4号)。

一つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により利用目的以外の目的での利用を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない場合がある。

表 3—2 個人情報ファイルの第三者提供の状況

(単位：ファイル)

法定の要件を満たす場合(注)				
	個別の法令に基づく場合	相当理由(人の生命等の保護)	相当理由(公衆衛生等)	特別理由(国の機関等への協力)
79	67	20	24	9

(注)「法定の要件を満たす場合」とは、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、である(法第27条第1項第1号～第4号)。

一つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により第三者提供を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない場合がある。

表 3—3 個人情報ファイルの第三者提供の状況

(外国(注1)にある第三者(注2)への提供)

(単位：ファイル)

総数	個別の法令に基づく場合	相当理由(人の生命等の保護)	相当理由(公衆衛生等)	特別理由(国の機関等への協力)
0	0	0	0	0

(注1) 本邦の域外にある国又は地域をいう。ただし、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く(法第71条第1項)。以下同じ。

(注2) 法第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く(法第71条第1項)。以下同じ。

#### 【公的規律が適用される法人】

法第69条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、個別の法令に基づく場合や、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で一定の要件を満たす場合に限り、認められている。

表3—4 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

個別の法令に基づく場合	法定の要件を満たす場合(注)		
	相当理由 (内部利用)	相当理由 (外部提供)	特別理由 (公益等)
0	0	0	0

(注)「法定の要件を満たす場合」とは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で、①行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき、②他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき、③①～②のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき、である(法第69条第2項第2号～第4号)。

一つの個人情報ファイルについて、上記のうち複数の理由により利用目的以外の目的での利用又は提供を行う場合があるため、本表の各理由の値の合計と「法定の要件を満たす場合」の値は一致しない場合がある。

表3—5 個人情報ファイルの利用目的以外の提供の状況

(外国にある第三者への提供)

(単位：ファイル)

総数	個別の法令に基づく場合	特別理由(公益等)
0	0	0

(4) 仮名加工情報を含むデータベース等の状況

表4 仮名加工情報(法第2条第5項)を含むデータベース等(注1)の状況

(単位：件)

民間規律が適用される法人	公的規律が適用される法人
24	0

(注1) 仮名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の仮名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は当該集合体に含まれる仮名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の仮名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(注2) 民間規律が適用される法人の件数は、民間規律が適用される法人が作成した仮名加工情報データベース等の数を計上。

(5) 行政機関等匿名加工情報ファイルの状況

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報(法第60条第3項)を作成するときは、特定の個人を識別することができないように、及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない(法第116条第1項)。また、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合体として、法第60条第4項において「行政機関等匿名加工情報ファイル」が定義されている。

表5 行政機関等匿名加工情報ファイルの状況

(単位：ファイル、%)

総数	要配慮個人情報を含む個人情報ファイルを加工して作成したもの
22 (100.0)	9 (40.9)

## (6) 行政機関等匿名加工情報の提案の状況

表6 行政機関等匿名加工情報の提案募集の対象となったファイル数(注)及び提案件数  
(単位:ファイル、件)

提案募集の対象ファイル	提案件数
0	0

(注) 地方独立行政法人については、当分の間、法第111条に基づく提案の募集を行う義務はない。

## (7) 匿名加工情報を含むデータベース等の状況

表7 匿名加工情報(法第2条第6項)を含むデータベース等(注)の状況  
(単位:件)

総数
10

(注) 匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は当該集合物に含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

## 2 開示、訂正又は利用停止請求の状況

### (1) 開示、訂正又は利用停止決定等の状況

地方独立行政法人が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確保する上で重要な仕組みとして、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の仕組みが設けられている。

開示請求は、日本国民のみならず外国人も含む全ての自然人が、地方独立行政法人に対し、当該地方独立行政法人の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるもので、地方独立行政法人は、不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない(法第76条、第78条)。

訂正請求は、保有個人情報について開示請求により開示を受けてから90日以内に、当該保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合に行うことができるもので、地方独立行政法人は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない(法第90条、第92条)。

利用停止請求は、保有個人情報について開示請求により開示を受けてから90日以内に、当該保有個人情報が次の①～④に該当する場合には当該保有個人情報の利用停止又は消去を求めことができ、また、当該保有個人情報が次の⑤～⑥に該当する場合には当該保有個人情報の提供の停止を求めることができるもので、地方独立行政法人は、利用停止請求に理由があると認める場合は、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、当該地方独立行政法人における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、利用停止をしなければならない(法第98条、第100条)。

- ① 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有しているとき(法第61条第2項違反)
- ② 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しているとき(法第63条違反)
- ③ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しているとき(法第64条違反)
- ④ 法令に基づく場合又は法第69条第2項で認められている場合以外で利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用しているとき(法第69条第1項及び第2項違反)
- ⑤ 法令に基づく場合又は法第69条第2項で認められている場合以外で利用目的以外の目的のために他者に保有個人情報を提供しているとき(法第69条第1項及び第2項違反)
- ⑥ 法令に基づく場合、法第69条第2項第4号で認められている場合又は本人の同意を得た場合以外で利用目的以外の目的のために外国にある第三者に保有個人情報を提供しているとき(法第71条第1項違反)

表8 開示、訂正又は利用停止決定等の件数

(単位：件、%)

区分	新規受付事案	取下げ事案 (注1)	決定件数 (①②の合計)(注2)	開示、訂正又は利用停止決定			不開示、不訂正又は不利用停止決定(②)	(開示決定されたもののうち)裁量的開示(注3)
				小計 (①)	全部	一部		
開示請求	5,720	42	5,722 (100.0)	5,488 (95.9)	5,064 (88.5)	424 (7.4)	234 (4.1)	1 (0.0)
訂正請求	4	0	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	
利用停止請求	0	0	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

(注1)「取下げ事案」とは、地方独立行政法人が請求を受け付けた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示、訂正又は利用停止決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供等により請求をしようとした者が請求を取りやめたものは含まない。

(注2) 開示、訂正又は利用停止決定等の件数は、請求者への通知の件数を計上している。請求のあった1事案を分割して複数の開示、訂正又は利用停止決定等を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて通知しているもの、調査日現在で処理中のものがあることから、「新規受付事案」から「取下げ事案」を除いた件数と「決定件数」は一致しない場合がある。

(注3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるとして地方独立行政法人の判断により開示されたもの(法第80条)。

表9 全部又は一部を不開示、不訂正又は不利用停止とした理由

(単位：件、%)

区分	全部又は一部を不開示とした事案	理由の内訳				
		不開示情報に該当	保有個人情報不存在	法の適用除外	存否応答拒否	その他
開示決定等	658 (100.0)	375 (57.0)	233 (35.4)	2 (0.3)	5 (0.8)	45 (6.8)
区分	全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした事案	理由の内訳				
		地方独立行政法人の判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別の手續が定められていることによるもの	その他	
訂正決定等	2 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
利用停止決定等	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	

(注) 1件の決定において、複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不開示とした事案」の件数及び「全部又は一部を不訂正又は不利用停止とした事案」の件数と「理由の内訳」の合計件数は一致しない場合がある。

(2) 審査請求の状況

ア 開示、訂正若しくは利用停止決定等又は請求に対する不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

表10 審査請求の件数  
(単位:件)

区 分	審査請求の件数
開示決定等	18
訂正決定等	3
利用停止決定等	0

イ 法第105条において、審査請求を受けた地方独立行政法人は、審査請求が不適法であるとして却下する場合と、審査請求の全部を認容する場合を除き、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項又は第2項の機関（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決をすることとされている。

令和6年度において地方独立行政法人が処理すべき審査請求事案について、その処理状況を見ると、以下のとおりとなっている。

表11 審査請求事案の処理状況  
(単位：件、%)

区分	処理すべき 件数	処理を終了	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)
開示決定等	60 (100.0)	10 (16.7)	0 (0.0)	50 (83.3)
訂正決定等	4 (100.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	2 (50.0)
利用停止 決定等	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (100.0)

表12 審査請求に対する裁決の状況

(単位：件、%)

区分		計	棄却	認容	一部認容	却下	その他
開示決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	2 (100.0)		0 (0.0)		2 (100.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	8 (100.0)	3 (37.5)	1 (12.5)	4 (50.0)		0 (0.0)
	計	10 (100.0)	3 (30.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	2 (20.0)	0 (0.0)
訂正決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	2 (100.0)		1 (50.0)		1 (50.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	2 (100.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
利用停止決定等	審査会に諮問しないで裁決を行ったもの	0 (0.0)		0 (0.0)		0 (0.0)	0 (0.0)
	審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)		0 (0.0)
	計	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

### (3) 訴訟の状況

開示、訂正又は利用停止決定等の取消し等を求める訴訟は、以下のとおりとなっている。

表13 訴訟の状況

(単位：件)

新規提訴	判決		
	地方裁判所	高等裁判所	最高裁判所
0	0	0	0

## 3 安全管理措置の運用状況

### (1) 安全管理措置に係る規定の整備状況

#### 【民間規律が適用される法人】

法第23条において、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。

これに関し、個人情報保護委員会は個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（以下「ガイドライン（通則編）」という。）を策定し、各法人は、ガイドライン（通則編）を参考に、個人情報の適切な管理に関する定めを整備することとされている。

かかる規定の整備状況について調査したところ、外的環境の把握を除く調査項目（注）のいずれかについて未整備項目がある法人の割合は以下のとおりとなっている。なお、設置団体の規程により対応すること等を理由に、規定を整備していない法人が確認された。

（注）個人データ又は保有個人情報の海外での取扱いがないことを理由として外的環境の把握に係る規定を定めていない法人が多数認められたことから、外的環境の把握以外の規定の整備状況について記載。

表14—1 安全管理措置に係る規定の整備状況

(単位：%)

	令和6年度	(前年度)
未整備項目のある法人の割合	21.1	43.5

【公的規律が適用される法人】

法第66条において、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされているため、ガイドライン（行政機関等編）及び事務対応ガイドを参考に、個人情報の適切な管理に関する定めを整備することとされている。

かかる規定の整備状況について調査したところ、外的環境の把握を除く調査項目（注）のいずれかについて規定が整備されていない法人の割合は以下のとおりとなっている。

（注）個人データ又は保有個人情報の海外での取扱いがないことを理由として外的環境の把握に係る規定を定めていない法人が多数認められたことから、外的環境の把握以外の規定の整備状況について記載。

表14—2 安全管理措置に係る規定の整備状況

(単位：%)

	令和6年度	(前年度)
未整備項目のある法人の割合	25.0	25.0

(2) 監査・点検の状況

【民間規律が適用される法人】

ガイドライン（通則編）では、講じなければならない措置として、個人データの取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを求めており、そのための手法として、定期的な自己点検又は他部署等による監査を示している。

監査及び自己点検に係る規定を整備している法人のうち、監査及び自己点検を実施していない法人の割合は以下のとおりとなっている。なお、令和6年度は監査計画の策定を行っていたことや、人員等の余裕がないことを理由に監査及び自己点検を実施していない法人が確認された。

表15—1 監査・自己点検の状況

(単位：%)

監査未実施の法人の割合		自己点検未実施の法人の割合	
令和6年度	(前年度)	令和6年度	(前年度)
34.2	40.8	24.8	28.2

（注）前年度調査は監査又は自己点検に係る規定を整備済みの法人における監査又は自己点検未実施の法人の割合であり、令和6年度は全ての法人における監査又は自己点検未実施の法人の割合である。

【公的規律が適用される法人】

事務対応ガイドでは、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）が、保有個人情報の適切な管理を検証するため、定期的に、及び必要に応じ随時に監査を行うこと、また、保護管理者（各課室等の長等）が、各課室等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

監査及び自己点検に係る規定を整備している法人のうち、監査及び自己点検を実施していない法人の割合は以下のとおりとなっている。

表15—2 監査・自己点検の状況

(単位：%)

監査未実施の法人の割合		自己点検未実施の法人の割合	
令和6年度	(前年度)	令和6年度	(前年度)
0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 前年度調査は監査又は自己点検に係る規定を整備済みの法人における監査又は自己点検未実施の法人の割合であり、令和6年度は全ての法人における監査又は自己点検未実施の法人の割合である。

(3) 個人情報ファイル簿の公表の状況

法第75条に基づく個人情報ファイル簿の公表状況を確認したところ、個人情報ファイル簿の作成が必要となる個人情報ファイルを保有している法人で、個人情報ファイル簿を公表していない法人の割合は以下のとおりとなっている。

表16 個人情報ファイル簿の公表の状況

(単位：%)

	令和6年度	(前年度)
個人情報ファイル簿が未公表の法人の割合	5.4	10.0